

## 三菱UF J デビット一体型キャッシュカード特約

### 第 1 条 (三菱UF J デビット一体型キャッシュカード)

三菱UF J デビット一体型キャッシュカード(以下、「本カード」といいます。)の利用に関しては、本特約が適用されるものとします。なお、特段の定めのない限り、三菱UF J デビット会員規約における定義は一体型カード特約においても適用されるものとします。

本カードは、株式会社三菱UF J 銀行(以下、「当行」といいます。)の普通預金について発行される「IC キャッシュカード規定」に規定する各種取引を行うことができる機能(以下、「キャッシュカード機能」といいます。)と「三菱UF J デビット会員規定」に規定する「デビットカード利用」ができる機能(以下、「デビットカード機能」といいます。)の双方を1枚で利用できるカードのことをいいます。

### 第 2 条 (本カードの貸与及び譲渡等の禁止)

1. 当行は、利用者に対し、本カードを貸与します。当行は、本カードを当行所定の方法により利用者へ送付するものとします。
2. 利用者は、当行から本カードを貸与された場合は、直ちに当該カードの署名欄に自署をするものとします。
3. 本カードは、当該カードの署名欄に自署した利用者本人以外には利用できないものとします。また、利用者は善良なる管理者の注意をもって本カードおよび本カード情報を利用・管理するものとします。
4. 本カードの所有権は当行に帰属します。利用者は、本カードを他人に貸与、譲渡または質入れする等本カードの占有を第三者に移転させることや、本カード情報を第三者に利用させることは一切できないものとします。
5. 当行は、利用者の本カードまたは本カード情報が第三者によって不正利用されている、またはそのおそれがあると判断した場合、利用者の本カードを無効としたうえで利用者へ通知し、利用者の当該不正利用等への関与が認められない場合には、新たに本カードを発行することができるものとします。また、本カードを保有している利用者について、当行が IC キャッシュカードの利用のみを認めた時には、引き続き手元の本カードを IC キャッシュカー

ドとして利用するものとします。

6. 本カードが、利用者の不在等の理由により不送達となり、返却された場合には、当該カードは廃棄しますので、利用を希望する場合には、本カード再発行の申し込みが必要となります。
7. 前項は、本条第 5 項または第 10 条によりカードの再発行を行う場合にも準用されるものとします。

### 第 3 条（本カードの発行）

本カードの発行は、当行が自ら、または当行が指定する第三者に委託して行うものとします。

### 第 4 条（本カードの取扱い）

1. 利用者は、現金自動払出機および自動預入引出機において本カードを利用する場合には、本カード表面に記載されているカードの挿入方法の指示に従って、キャッシュカード機能とデビットカード機能を使い分けるものとします。
2. 前項に規定する場合において利用者が使用方法を誤った場合に生じる不利益・損害については、当行は責任を負わないものとし、また、利用者は、この場合の取引に基づく債務の支払い義務を免れないものとします。

### 第 5 条（本カードの盗難・紛失等）

1. 利用者が、本カードを盗難・詐取・横領・紛失等（以下「盗難・紛失等」といいます。）した場合は、速やかに当行に電話等により届出のうえ、所轄警察署へ届出を行うものとします。
2. 盗難・紛失等の届出または通知を当行が受けた場合および当行が盗難・紛失等を疑う事実を知った場合には、当行はキャッシュカード機能およびデビットカード機能をそれぞれ停止するものとします。これに伴う不利益・損害等については、当行は責任を負わないものとします。
3. 本カードの盗難・紛失等により被る損害については、キャッシュカード機能

にかかる損害については「IC キャッシュカード規定」が、デビットカード機能にかかる損害については「三菱UFJデビット会員規約」がそれぞれ適用されるものとします。

## 第6条（届出事項の変更）

1. 利用者が当行及び JCB に届け出た氏名・住所・電話番号・勤務先・E メールアドレス・暗証番号等（以下「届出事項」といいます。）に変更のあった場合は、直ちに当行及び JCB 所定の届出用紙を提出する等の方法により手続きをしていただきます。この届出によって本規約における変更の届出があったものとします。
2. 前項に定める届出事項について変更の届出が行われなかったことに伴う不利益・損害については、当行及び JCB は責任を負わないものとします。

## 第7条（有効期限）

1. 本カードの有効期限は、本カード上に表示された年月の末日とします。当行は、本カードの有効期限到来前に、当行が引き続き利用者として承認する場合には、新しいカードを利用者の当行届出住所あてに送付するものとします。なお、当行が定める一定期間、利用者によるデビット取引がなかった場合など、デビットカード機能の引き続きの利用者と認めない場合で、当行が認めるときには、本カードをICキャッシュカードとして引き続きご利用いただきます。
2. 有効期限到来まで使用していた本カード（以下「旧カード」といいます。）のキャッシュカード機能およびデビットカード機能の有効期限から一定期間以降無効となります。また更新カードのキャッシュカード機能が利用されたときも旧カードのキャッシュカード機能は無効となります。
3. 利用者が前条第1項の届出を怠った場合やその他更新カードを受領することができない場合でも前項の規定により旧カードのキャッシュカード機能は無効になりますが、これに伴う不利益・損害等については、当行は責任を負わないものとします。
4. 利用者は、更新カードを受領した場合、利用者の責任において切り込みを入

れて旧カードを破棄するものとします。

#### 第8条（機能分離等）

1. 利用者は、次のことを行う場合には、当行所定の方法により申し込みまたは届出を行うものとします。この申し込みまたは届出をもって「三菱UFJデビット会員規約」に定める退会の申し出があったものとします。なおこの場合には、本カードのデビットカード機能のご利用はできなくなります。
  - (1) 本カードのデビットカード機能の利用を取りやめ、またはカード機能の分離のため、ICキャッシュカードの発行を希望する場合
  - (2) 本カードのデビットカード機能の利用を取りやめ、本カードをICキャッシュカードとして引き続き利用する場合
2. 前項の場合でキャッシュカード機能を利用できる新しいカードを受領した場合、利用者が切り込みを入れて本カードを破棄するものとします。

#### 第9条（デビットカード機能の停止等）

1. 利用者が「本特約」または「三菱UFJデビット会員規約」に違反または違反するおそれがある場合、当行が定める一定期間利用者によるデビット取引がなかった場合、その他当行が利用者として不適当と認めた場合は、当行は、何らの通知、催告を要せずしてデビットカード機能の利用停止または利用資格の取消し（以下「利用停止等」といいます。）を行うことができるものとします。
2. 当行が前項の規定によりデビットカード機能の利用停止等を行った場合で、当行がICキャッシュカードの利用を認めたときには、引き続き手元の本カードをICキャッシュカードとして利用するものとします。
3. 利用停止等の場合には、当行は利用者に事前に通知・催告等をすることなく、当行が自ら加盟店等を通じて、本カードを回収することができるものとします。

#### 第10条（再発行手数料等）

1. 本カードの再発行を申し込むときは、当行所定の手続により当行あてに申し

込むものとしします。当行は、カードの紛失、盗難、破損、汚損等またはカード情報の消失、不正取得、改変等の理由により利用者が希望し、かつ当行が認めた場合に限り本カードを再発行します。当行が利用者と認めなかった場合や、デビットカード機能が解約済であった場合等で、当行が IC キャッシュカードの利用を認めたときには IC キャッシュカードを発行します。

2. 前項の規定により本カードが再発行される場合には、利用者は当行が通知する本カードの再発行手数料を支払うものとしします。

#### 第 11 条（規定）

本特約に特段の定めがない事項のうち、本カードのキャッシュカード機能については「普通預金規定」、「IC キャッシュカード規定」が、デビットカード機能については「三菱UFJ デビット会員規約」が、それぞれ適用されるものとしします。

#### 第 12 条（規定の改定）

1. この特約の各条項その他の条件は、民法の定めに基づき、利用者と個別に合意することなく、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で当該変更の効力が生じる日とともに周知することにより、変更できるものとしします。
2. 前項に規定する方法で周知された変更後の規定は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとしします。